

さいたま市告示第738号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」について、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

西新井自治会

2 変更した事項

代表者の氏名及び住所 神山 幸雄 さいたま市西区大字西新井107番地

3 変更年月日

令和7年3月22日

所 管 名 西区役所区民生活部コミュニティ課
告示期間の期限日 令和7年4月24日から
令和7年5月7日まで